別表三の二（第四条関係）

［表略］

備考

一　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二　前号の規定にかかわらず、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第三条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

三～五　［略］

別表三の三（第四条関係）

［表略］

備考

一　単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。

二　前号の規定にかかわらず、高等学校の専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

三・四　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正）

第三条　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第二条及び第五条関係） ［表略］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二～四　［略］	**別表第一**（第二条及び第五条関係） ［同上］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。 二～四　［同上］

別表三の二（第四条関係）

［同上］

備考

一　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。

［号を加える。］

二～四　［同上］

別表三の三（第四条関係）

［同上］

備考

一　単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

［号を加える。］

二・三　［同上］